

## 総務省関係法令に係る行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令の概要

選挙人の投票機会の確保を図る観点から、不在者投票の投票用紙等の請求について、現行、直接又は郵便をもって請求することとされているところ、マイナンバーカードの公的個人認証サービスを利用したオンラインによる請求を可能とするよう、本省令について、所要の改正を行う。

### 1. 不在者投票の投票用紙等のオンライン請求に伴う改正

(公職選挙法施行令第50条第1項・第52条関係)

- ・ 不在者投票のうち、選挙人本人が行う「名簿登録地以外の市町村における不在者投票」等に係る投票用紙及び投票用封筒の請求手続きを対象に、市町村のシステムの整備状況等に応じて、オンライン請求を可能とする。
- ・ すべての選挙に係る不在者投票を対象とするが、都道府県の選挙で、「引き続き当該都道府県内の区域内に住所を有することを証するに足りる文書の提示」が必要な場合を除く。
- ・ 公職選挙法施行令に定める上記手続きについて、「総務省関係法令に係る行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表（第三条関係）」に追加することとする。

### 2. 施行期日等

公布日：平成28年12月28日（水）

施行日：公布日より施行